

保 介 第 2977号
平成27年12月25日

介護保険 関係者 各位

保健福祉部 高齢介護室長
濱 崎 辰 夫

介護保険関係書類における 個人番号（マイナンバー）の取扱いについて

平素は、本市介護保険事業に御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年10月5日からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）スタートに伴い、平成28年1月1日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号（マイナンバー）が追加されることとなりました。

このため、本市におきましても平成28年1月から要介護認定申請書など介護保険の申請書類にマイナンバーの記載欄を設け、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

つきましては、要介護認定等の申請手続を代行として行なう際は、御留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1 適用日

平成28年1月1日以降の申請分から、原則としてマイナンバーの記載を求めます。適用日以降は、マイナンバー記載欄のある新様式を使用してください。

なお、当面の間は旧様式の使用も認めますが、その場合でも各申請書類右上空白部分にマイナンバーを記載してください。

2 原則的な運用方法について

介護保険制度においては、基本的に被保険者本人からマイナンバーの提供を受けることとなります。この際、介護保険法第27条第1項に基づき、要介護認定申請を代行する場合など、介護事業者等が被保険者本人に代わって、マイナンバーが必要な申請書を提出する場面が想定されます。

つきましては、介護事業者等において申請手続を代行するときは、次のとおり対応してください。

ア 代理人として申請する場合

マイナンバー法の規定により、申請書類の受付に際して、申請書が代理人のときは、「①代理権の確認」を行います。また、記載されたマイナンバーが正しいかどうかの「②番号確認」と代理人の「③身元確認」を行います。

【① 代理権の確認】

法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証する書類により行い、任意代理の場合は委任状により行います。

※委任状の提出が困難な場合は、被保険者の介護保険証など官公署等から発行・発給された書類が必要となります。

【② 本人の番号確認】

被保険者本人の「個人番号カード」、「通知カード」、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行います。

【③ 代理人の身元確認】

代理人の身元確認は、（１）又は（２）で行います。

（１）代理人の個人番号カード、運転免許証 等を提示していただきます。

（２）官公署から発行・発給された書類その他これに類し、生年月日又は住所が記載されているもの。（居宅介護支援専門員証 等）

留意事項

○認知症等の理由などにより、個人番号の記入が困難な場合は、個人番号記載欄を空欄で提出してください。

○居宅介護支援事業所や介護保険施設の職員が代行申請を行なうことは可能ですが、この場合、代理人は代理権の範囲内（申請行為の授権のみ）で業務を行なうこととなるため、これを超える範囲で利用者のマイナンバーを取扱うことは認められていません。

このため、委任の範囲を超えて、申請時に確認した被保険者のマイナンバーを記録、コピーして保管するなどの行為がないよう十分に注意してください。

○申請書類については、本市への提出までの間、一時的に預かる場合が想定されますが、紛失や盗難のリスクを十分に認識したうえで厳重な保管対策を講じるなどの対応をお願いします。

イ 代理権のない使者として申請する場合

介護保険法第27条に基づく要介護認定申請を代行申請としてケアマネジャー等が行なう場合は、本人から、申請書と本人確認及び個人番号が確認できる書類の写しを封筒に入れた状態（個人番号が代行者に見えない状態）で預かり、窓口へ提出してください。

なお、本人が自身の個人番号がわからない場合や本人が認知症等で意思表示能

力が低下している場合等で、申請書への個人番号の記載が難しい場合は、申請書に個人番号の記入がなくても従来どおり申請を受付けます。

【①本人の身元確認】

本人の身元確認は、（１）又は（２）で行います。

（１）本人の個人番号カード、運転免許証等の写し

（２）官公署から発行・発給された書類その他これに類し、生年月日又は住所が記載されているものの写し。

【②本人の番号確認】

被保険者本人の「個人番号カード」、「通知カード」、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行います。

留意事項

○ケアマネジャー等が本人に代わって申請書に個人番号を記載することはできません。

○ケアマネジャー等が、本人から個人番号を記入した申請書を入れた封筒を預かる場合は、本人が番号を記入する前に必要事項の記入漏れ等、申請書に不備がないことを確認していただくようお願いします。

○本人が番号確認の書類を同封することが難しい場合は無くても可能です。

○認定調査に係る情報提供書（認定調査について）は、申請書とは別に提出してください。

3 その他

平成 28 年 1 月 1 日以降は、原則、マイナンバーの記載が必要ですが、被保険者が高齢者であること等を鑑み、申請代行時の対応について、次のような場合は、マイナンバー欄を空欄として預かります。

○被保険者が自身のマイナンバー記入を拒否している場合、記入が必要であることを説明しても記入がなされないとき。

○被保険者が、通知カードを紛失しているなどの理由により、申請書類へのマイナンバーの記載ができず、通知カードの再取得手続きも困難な独居者や家族が遠方にいる場合など速やかな手続きに支障があるとき。

○その他、上記に類する事情があるとき。